

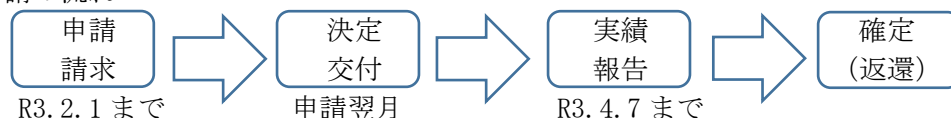
令和 2 年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応 障害福祉サービス事業従事者応援金について（概要）

1. 応援金の概要

①事業の目的

東久留米市内の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員が、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、応援金を支給するものです。

★申請の流れ



②支給対象者

令和 2 年 1 月 2 4 日から令和 2 年 6 月 3 0 日までの間に、東久留米市内の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、令和 2 年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和 2 年 7 月 1 7 日 2 福保障地第 5 7 4 号）第 5 条第 2 号に規定する慰労金の給付の決定を受けた者

③支給額 1 人につき 1 万円

2. 事業者の手続き

①交付申請

提出期限：令和 3 年 2 月 1 日（月）

提出書類：交付申請書兼請求書（様式第 2 号）、受給職員表（様式第 2 号・様式第 6 号 別紙）

関係書類

※申請にあたっては、支給対象者から「【様式第 1 号】東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金代理受領委任状」の提出を受けてください。市への提出は不要ですが、法人本部又は障害福祉サービス施設・事業所等において、適切に保管してください。

※交付申請は「法人単位」で行なってください。同一法人が複数のサービス事業所等を運営している場合は、法人において取りまとめ、申請してください。

※「交付申請書兼請求書」には法人の口座情報を記載してください。

※令和 2 年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和 2 年 7 月 1 7 日 2 福保障地第 5 7 4 号）第 5 条第 2 号に規定する慰労金の給付の決定を受けたことが確認できる書類（東京都へ提出した受給職員表の写し、慰労金給付決定通知の写しなど）を添付してください。

②実績報告

応援金の交付を受けた事業者は、実績報告が必要です。

提出期限：令和3年4月7日（水）※提出期限に関わらず、速やかに提出してください。

提出書類：実績報告書（様式第6号）、受給職員表（様式第2号・様式第6号 別紙）、関係書類
※実績報告も「法人単位」で行なってください。同一法人が複数のサービス事業所等を運営している場合は、事業実績内訳書はサービス事業所・施設ごとに1枚ずつ作成し、実績報告書は1件にまとめてください。

※令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和2年7月17日2福保障地第574号）第5条第2号に規定する慰労金の給付の決定を受けたことが確認できる書類（東京都へ提出した受給職員表の写し、慰労金給付決定通知の写しなど）を添付してください。

3. 書類提出・お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書類提出は「郵送」でお願いします。また、申請開始後から多数のお問い合わせが予想されますので、本応援金に関するお問い合わせは原則としてメール又はFAXによりお願いいたします。市からの回答はメール、FAX又は電話にて行います。

【書類提出先・お問い合わせ先】

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市 福祉保健部 障害福祉課 管理係

電話：042-470-7747

FAX：042-475-8181

メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

※お問い合わせの際は、件名に「【東久留米市障害応援金】」と入れてください。

4. 留意事項

- ・交付を受けた事業者は、応援金に係る関係書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- ・応援金の交付決定を取り消された場合や、応援金の確定額を上回る応援金が交付されているときは、当該応援金を市に返還していただきます。